

# 国民健康保険 後期高齢者医療保険の被保険者の皆様へ 介護保険

新型コロナウイルス感染症の影響により、  
次の要件を満たす方は、  
**保険料が減免となる可能性があります。**

## 【保険料の減免の対象となる方】

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方

⇒ **保険料を全額免除**

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方（主に、事業収入、給与収入等であり、年金のみの方は対象外となります。）

⇒ **保険料の一部を減額、全額免除**

※各保険で条件が異なりますので、該当になりそうな方はまずご相談下さい。

【お問い合わせ先】北山村役場住民福祉課

電話：0735-49-2331